

宮古島市地産地消振興センター

飲食業用スペース 入居者募集要項

宮古島市産の農林水産物を使用して飲食業を行う個人・事業者を募集します。

1. 募集内容

※宮古島市地産地消振興センター（以下「センター」という）

（１）入居スペース（別添図面参照）

飲食業用スペース（スペース「I」）

- ・創業支援を目的とした入居型のスペースです。
- ・使用期間：原則３年以内（１年毎に更新審査を経て、延長も可能です。）
- ・冷蔵庫、冷凍庫、シンク、ガスコンロ、作業台、など飲食業に必要な厨房機器は市が整備します。

入居スペース	面積（階）	月額使用料（税込み）
飲食業用スペース	105㎡（2F）	42,735円

※面積（105㎡）には厨房スペース（約35㎡）も含まれます。

※その他、多目的スペース、入居者共有スペース、ラボスペース等もセンター内に設けています。

※月額使用料は、工事完了後の最終的な面積により算定し確定します。

◎センター開館時間以外の時間や休館日での営業も相談のうえ可能ですので、事業計画書に営業したい日時も記載してください。

（２）入居者で御負担いただく費用

- ・入居スペースの電気及び水道の使用料金
※電気、水道、ガス、電話・インターネット通信の費用は、入居者での個別契約・個別負担となります。
- ・ゴミ、廃棄物、廃液等の保管、処理等
- ・入居スペースの照明器具の取替え、その他軽微な修繕
- ・追加の機材整備
- ・各種食品営業許可の取得費用（入居者自身で保健所に相談の上取得してください）
- ・退去の際の原状回復に必要な費用
- ・その他、入居者の責めに帰すべき事由による修繕 等々

（３）入居対象者

本市で事業（地産食材を活用した飲食業等）を営んでいる（営む予定がある）個人や事業者で、以下の①～⑦の要件を全て満たしている者

①本市の農林水産業の活性化につながる取り組みである

（取扱商品やメニューに宮古島市産の農林水産物や加工品を利用している、など）

②伴走支援を行うため、専門家及びセンター管理者に事業関連情報の開示ができる

③センターでの催事や情報発信に協力ができる

④センター退去後も、本市で事業を継続する意思がある

⑤センター退去後も、事業安定化のための定期的な面談等に応じることができる

⑥個人にあっては本市に住所を有し居住している

法人又は団体にあっては本市に主たる事業所を置いている

⑦本市の公的義務（市税等の納付）を果たしている

2. 施設の方針・概要

センターは、宮古島市の食の地産地消と6次産業化の推進、地域経済の活性化と所得向上を図るための施設です。

センターの周辺エリアは、「にぎわい」の場となるように、イベント開催なども行う予定です。また、入居者へは、専門家による伴走支援（販路開拓支援、商品開発支援、資金調達支援など）を行い、事業安定化のサポートをいたします。

- ・名称：宮古島市地産地消振興センター
- ・所在地：宮古島市上野字上野395番地1（旧宮古島市役所上野庁舎）
- ・設置者：宮古島市
- ・入居開始：令和7年8月頃の予定（工事の進捗により遅延する場合があります）
- ・開館時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- ・休館日：日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日まで、6月23日（慰霊の日）

開館時間以外の時間や休館日であっても、センター入居者のご要望に応じてセンターを利用することは可能です。

3. 応募方法

（1）応募書類

次の書類を、持参又は郵送により期間内に提出してください。

- ①宮古島市地産地消振興センター利用・入居申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③企業等概要書（様式第3号）
- ④法人は登記事項証明書及び定款、個人は住民票の写し
- ⑤決算に関する書類

（法人は直近3年分の決算関係書類、個人は直近3年分の所得税の青色申告書の写し又は所得の状況がわかる書類。ただし、創業1年未満のものについては、省略することができる。）

⑥市税の完納証明書

⑦その他市長が必要と認める書類

※必要に応じて追加資料を求める場合があります。申込書類は一切返却いたしませんので、御了承ください。
また、応募に係る一切の費用については、全て応募者の負担とします。

（2）応募受付期間及び受付場所（問合せ先）

- ・期間：令和6年12月27日（金）～令和7年2月12日（水）
- ・時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）
- ・場所：宮古島市 産業振興局 産業振興課（宮古島市役所2階）
〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地
TEL 0980-73-1919（直通）／ FAX 0980-72-3795
Mail ss.sangyoshinko@city.miyakojima.lg.jp

（3）審査

- ・入居者の選定は、下記の審査基準に基づき審査会で行います。
- ・審査は、一次審査（書類選考）・二次審査（面接）とします。
- ・審査結果は応募者全員に通知いたします。審査の経過等、審査に関する問合せには一切応じません。なお、選定された入居者は宮古島市のホームページで公表します。

【審査基準】

- ①本施設の目的及び趣旨に合致したものであるか
- ②地産食材活用量の増加に繋がる計画であるか
- ③退去後の事業継続・展開を見据えた事業計画・目標設定となっているか
- ④設定されている目標の実現可能性が高いものであるか
- ⑤事業実施計画のスケジュールは適切に設定されているか
- ⑥事業を行う上で適切な実施体制が組まれているか

(4) その他

入居条件は、変更になる場合があります。

使用にあたっては、危険物等の使用、騒音・振動・悪臭等の恐れのある使用、公序良俗に反する使用、その他、宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に違反する使用はできません。

5. 募集～入居～継続／退去のスケジュール

	スケジュール及び内容
募集受付期間	令和6年12月27日（金）～令和7年2月12日（水）
一次審査	令和7年2月中旬 ※書類審査
二次審査	令和7年2月18日（火）予定 ※面接審査
選定結果通知	令和7年2月下旬予定
準備期間	入居に必要な機材等の準備を各入居者自身で進めてください。
入居	令和7年8月頃予定 ※工事の進捗により遅延する場合があります。
伴走支援	販路開拓・商品開発・資金調達などのサポートを行います。
入居期間を延長する場合	入居期間が満了する日の3か月前までに入居期間延長申請書及び必要な書類を添付し提出してください。延長許可を受けた場合は、入居期間を延長することができます。
退去する場合	退去しようとする日の3か月前までに退去届出書を提出してください。退去時には、原状回復して返還してください。原状回復に必要な費用は、入居者の負担となります。
退去後の支援	事業安定化のための面談や、現状調査を行います。